

# 漁業者のみなさまへ

## 「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」のお知らせ

飲食店等に対する高知県からの営業時間短縮要請等に伴い、事業活動に大きな影響を受けている漁業者のみなさまへ、高知県独自の給付金を給付します。

このたび、給付要件、申請受付期間を以下のとおり変更(下線部)しましたので、お知らせします。

### 対象者

- 漁業者（個人経営 または 法人経営）
- 令和2年12月又は令和3年1月の事業収入(売上)が、前年同月と比べて30%以上減少した事業者

### 給付額

- 法人経営：上限40万円/月 (12月・1月合計で最大80万円)
  - 個人経営：上限20万円/月 (12月・1月合計で最大40万円)
- ※令和2年12月又は令和3年1月の前年同月比の売上減少額以内

### 申請期間

令和3年2月10日（水）～5月31日（月）まで

### お問い合わせ先

○給付金の申請手続きに関するご質問は、以下のコールセンターまたは、お近くの漁業協同組合、高知県水産政策課、漁業指導所までお願いします。

- ・申請手続相談窓口（コールセンター）  
電 話：088-823-9875  
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日含む）
- ・高知県水産政策課  
電 話：088-821-4825



～申請方法は裏面をご覧ください～



# ～給付金の申請方法～

## 1 申請書類を入手

○県庁ホームページ(経営支援課) から印刷またはダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>

○次の場所で受け取ることができます。

- ・漁協各支所 (営業日)
  - ・県庁本庁舎1階ロビー (平日、土日、祝日 8:30～17:15)
  - ・県合同庁舎及び県税事務所
  - ・各市町村役場の所定窓口
- (平日のみ 8:30～17:15)

## 2 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧のうえ、書類を作成してください。

### ①提出書類

- ・申請書(様式1-1、1-2) ・誓約書(様式4) (内容をご確認の上で必ず自署してください)
- ・該当要件申告書(様式2) ・売上減少等の証明書(様式3-1、3-2)

①すべての漁獲物・生産物を漁協を通じて出荷している漁業者の方は、漁協(各支所)で証明

②上記以外の方は認定経営改革等支援機関(※)で発行

(※) 税理士、金融機関、商工会・商工会議所等、国が認定した機関で、中小企業庁ホームページから検索できます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

認定支援機関に証明をお願いする場合は、混雑が予想されることから、あらかじめお問い合わせの上、売上高の減少額がわかる書類を整理して持参してください。

### ②確認書類(写し可)

- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカードなど  
法人の場合は法人代表者のもの)
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

## 3 申請書類の提出

○簡易書留など、追跡ができる方法で郵送してください。※送料は申請者でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県庁「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係」

### ■オンライン申請

県庁ホームページ(経営支援課)から申請できます。

[https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/tansyuku\\_rinjikyufukin.html](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/tansyuku_rinjikyufukin.html)

## 4 入金

○申請書類に不備がなく、要件を満たす場合は2週間程度で口座に振り込みます。